



長野県報

5月23日(月)
平成23年
(2011年)
第2269号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(健康長寿課介護支援室) 1

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事務所の所在地変更の届出(障害者支援課) 2

中小企業融資規程の一部改正(経営支援課) 2

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 4

河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 4

公告

一般競争入札(税務課県税徴収対策室) 5

土地改良事業の工事の完了(4件)(農地整備課) 6

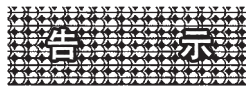
土地改良事業の工事の完了の届出(4件)(農地整備課) 6

土地改良区役員の就退任の届出(10件)(農地整備課) 7

土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 11

土地改良区連合役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) 11

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) 11



長野県告示第374号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社まごころホーム	株式会社まごころホーム訪問介護事業所	長野県諏訪市湖岸通り4丁目9番22号	平成23年5月16日
株式会社みらいさい福祉会	愛光苑あづみのヘルパーステーション	長野県安曇野市明科中川手147-2	平成23年5月16日

(2) 訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アースサポート株式会社	アースサポート飯田	長野県飯田市鼎名古熊2518番地1	平成23年5月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市長地権現町4-1-30	平成23年5月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
--------	--------	---------	---------

株式会社まごころホーム	株式会社まごころホーム訪問介護事業所	長野県諏訪市湖岸通り4丁目9番22号	平成23年5月16日
株式会社みらいさい福祉会	愛光苑あづみのヘルパーステーション	長野県安曇野市明科中川手147-2	平成23年5月16日
(2) 介護予防訪問入浴介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アースサポート株式会社	アースサポート飯田	長野県飯田市鼎名古熊2518番地1	平成23年5月16日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人萱垣会	光の園デイサービスセンター	長野県下伊那郡下條村睦沢7105番地	平成23年5月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第375号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターからその事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人ともいき会	長野市新田町1485番地1 長野市もんぜんぶら座4階	長野市中御所3丁目2番1ビル1階 カネカ	平成23年5月1日

障害者支援課

長野県告示第376号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成23年5月23日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

第3条に次の1号を加える。

(6) 東日本大震災復興支援資金

別表に次のように加える。

東日本大震災復興支援資金	東日本大震災等の影響により事業活動に支障を生じている者で、東日本大震災復興緊急保証を利用する者	設備資金 運転資金	3,000万円	5,000万円	年1.50%	10年以内	2年以内	8年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け
--------------	---	--------------	---------	---------	--------	-------	------	------	------	------	------------	-----------------------------	-------

経営支援課

長野県告示第377号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市長谷浦1、2、3の1から3の3まで、4、5、6・7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8、9から11まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、12、13（次の図に示す部分に限る。）、14、15、18（次の図に示す部分に限る。）、

1937の2、1937の3、1938の2、1938の3・1938の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1938の5、1938の17（次の図に示す部分に限る。）、1938の244、1938の248、1938の251、1938の252、長谷杉島1375の4（次の図に示す部分に限る。）、1375の28、1375の30

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長谷浦14・1937の2・1938の17・1938の252・長谷杉島1375

の4(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字下新井日向4877、4878の1、4878の2、4878の4、4880、4881の1、4882の4、4883の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字横川字木曾沢1216、1218の1、1218のイの1、1218のロ、1219の1、1562の4、字門前1647の1、1648の1、1649の1から1649の3まで、1650から1654まで、1658、1659、1661から1664まで、1665の1、1665のロ、1666、1669、1670、1672から1676まで、1678から1680まで、字橋窪1647の2、字峠

1647の3、字一ノ窪1647の4、字野間ノ窪1647の5、字キリカクボ1647の6、字茅屋久保1647の7

- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木曾沢1216、1218の1、1218のイの1、1219の1、1562の4(次の図に示す部分に限る。)、字門前1648の1、1649の3(次の図に示す部分に限る。)、1650から1654まで、1658、1659、1661から1664まで、1665の1、1665のロ(次の図に示す部分に限る。)、1666、1669、1670、1672から1676まで、1678から1680まで

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字小野字前山5988の5(次の図に示す部分に限る。)、5988の729から5988の734まで、5988の745から5988の757まで、字桜沢5989の2(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第381号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合389の4から389の6まで、391
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第382号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、伐採を禁止する。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第383号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡王滝村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県北信建設事務所中野事務所において縦覧に供します。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 江部川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年5月23日
- 3 廃川敷地等の位置
中野市大字片塩字道下352番5、中野市大字片塩字寺前409番4、409番5、409番7、409番8、409番10及び409番11並びに中野市大字片塩字川添317番12、317番13、317番14、317番15、317番16及び317番17
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 566.82平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課